

平成31年(ワ)第7175号、第10285号、令和元年(ワ)第20045

号 損害賠償請求事件







原告 【閲覧制限】

被告 学校法人東京医科大学

### 第3準備書面

令和元年12月13日

東京地方裁判所民事第25部甲B係 御中

被告訴訟代理人弁護士	田辺 克彦	
同	加野 理代	
同	鈴木 翼	
同	田中 瑛	
同	桑原 博道	
同	蒔田 克彦	

## 第1 本件入試の一連の手続きが全体として違法とはならないこと

### 1 原告らの主張

原告らは、原告ら第1準備書面第1において、本件入試の「一連の手続きが、全体として違法な1個の不法行為」であると主張し、その論拠として、本学の入学試験に係る「体制」全体が差別的意図に貫かれ実施されてきた（同第2. 1（3））等と主張するようであるが、原告らのこのような主張は認められない。

### 2 被告の反論

#### （1）本件得点調整による影響は「合否の判定」に留まること

入学試験は、大別して「試験の実施」と「合否の判定」から構成されるところ、本件入試における「試験の実施」は、特段問題なく実施されており（不適當な設問があった等との指摘はない）、「試験の実施」について違法と評価することはできない。

「合否の判定」については、本件得点調整により合否に影響が及んだ受験生がいたものの（影響を受ける受験生はごく一部にすぎず、受験生全体に占める割合は極めて小さい。）、このことをもって、「合否の判定」以外である「試験の実施」が全体として違法になるというのは論理の破綻というほかない。

#### （2）本学が本件得点調整を組織的に実施してきた事実はないこと

原告らは、本件得点調整が、「組織的に実施されてきた」（原告ら第1準備書面第2. 1（2）ア）等として、本学の入学試験に係る「体制」全体が差別的意図に貫かれ実施されてきた（同（3））旨を縷々主張するが、本学が本件得点調整を組織的に実施してきたという事実はない。

すなわち、入学試験については、入試委員会、教育委員会、教授会を

経て、学長が決定するところ（第三者委員会第一次調査報告書第3. 1 参照。甲2の1）、第三者委員会報告書は、本件得点調整について、入試委員会、教育委員会、教授会はいずれも本件得点調整を認識していたとは認定し難いと指摘した（第三者委員会第三次調査報告書第4. 1（4）。甲4）。なお、原告らは、原告ら第1準備書面第2. 1（2）カ（3頁）において、あたかも、毎年の入試委員会において、属性調整に関する資料が配布され、属性調整を実施する旨の意思決定があったかのように記載するが、これは事実と反する（そのような事実は第三者委員会報告書に記載されていない（同報告書第4. 1（4）。甲4））。

そして、第三者委員会報告書は、属性調整の主たる責任は、歴代の学長にあると指摘している（同報告書第4. 1（6）。甲4）。

このように、本件得点調整は、入試委員会、教育委員会、教授会といった本学の組織的な意思決定過程を経ていないのみならず、入試委員会や教育委員会、教授会に対しても秘密裡に行われたものであり、本学が、本件得点調整を組織的に実施してきたという事実はないことが、第三者委員会の調査によっても裏付けられた。

(3) 本件得点調整による影響は、合否に影響が及んだ受験生に留まること

また、被告第1準備書面第3. 1（8頁）において述べたとおり、入学試験における「合否の判定」は各受験生において個別に判断されるものであって、本件得点調整により合否に影響が及んだ受験生がいたことをもって、その他の受験生との関係で「合否の判定」が違法になるわけではない。

そして、このこと具体例が「採点ミス」の事例となる。すなわち、採点ミスにより合否に影響を受けない合格者や不合格者について賠償が問題になることはなく、採点ミスによる影響は、あくまで合否に影響が

及んだ受験生に留まるものである。

原告らは、「採点ミス」と本件得点調整はその性質や深刻さが異なる等と反論するが（原告ら第1準備書面第2. 1（7）・10頁）、「採点ミス」は影響が及ぶ範囲に関する具体例であり、原告らの反論はかみ合っていない。

#### （4）まとめ

したがって、本件入試の一連の手続きが全体として違法とはならない

### 第2 募集手続は欺罔行為とはならず、他学の受験機会の喪失もないこと

#### 1 原告らの主張

原告らは、原告ら第1準備書面第2. 2において、募集手続が欺罔行為である（同（2））とした上で、他学を受験する機会を喪失させられた（同（3））、教育上の平等権及び人格権が侵害された（同（4））等と主張する。

このような原告らの主張は、「本件得点調整を知っていれば受験しない」ということを前提とするものと理解できるが、このような前提は存在しない。

#### 2 被告の反論

##### （1）受験の動機について

たとえ、本件得点調整が説明されたとしても、女性、多浪生などを完全に排除するものではなく、女性、多浪生なども合格基準に達すれば合格するのであるから（現実に合格し本学に入学している女性学生も多数存在している。）、それを目指して受験することは当然に考えられるところである。

仮に、ある大学を受験する動機が、当該大学へ入学することであれ

ば、その合格の可能性が完全に排除されない限り、当該大学を受験するのが通常である。実際に、男女別にそれぞれ定員を設け、女性の定員を男性よりも少なくする学校は存在するし、受験可能年齢に制限を設ける学校や、受験回数に制限を設ける試験（例えば、現在の司法試験）や受験回数が少ない受験生を優遇する試験（例えば、旧司法試験における「丙案」）もあり、このような取扱いであっても受験者は存在しているので、「得点調整が説明されていれば、受験しない」ということはいえない。

この点を措くとしても、出願の動機は様々であり、受験生がどの大学への入学を希望するかについては、その大学の建学の精神や校風・教育内容や質、学費、大学の立地等、多様な考慮要素がある中で、受験生がその主観により判断するものであるが、それこそ、本学の場合には、「自主自学」という建学の精神に基づき自主性を重んじた医学教育を実施していることや、校是としての「正義・友愛・奉仕」、旧設医科大学のひとつであること、さらには新宿という立地のよさを重視して入学を希望する受験生も多くいるものと思われるところである。他の動機としては、他大学入試に向けた「腕試し」等も考えられる。

なお、原告らは、原告ら第1準備書面第3.4(1)ウにおいて、本学の平成31年度入試における女性受験生が減少した旨主張するが、これは、44名を追加合格者としたことに伴う募集定員の減員（一般入試では75名から34名（臨時増員を含めると38名）に減員）に伴うものである。実際、原告らが提出する甲19においても「追加合格により、一般入試の定員が75人から34人になったことも敬遠された要因です」と指摘されている（甲19・6枚目）。

## (2) 医学部受験生の受験傾向について

上記（１）に加え、以下にのべる医学部受験生の受験傾向からも、「本件得点調整を知っていれば受験しない」とはいえないことが明らかである。

#### ア 複数の大学を併願して受験していることが窺われること

私立医科大学は、募集定員が少ないこともあり、どの大学も合格率が極めて低い（甲１７）。このため、一般的には、医学部受験生は、医学部合格を得るために、単一の大学に絞るのではなく、複数の大学を併願して受験するものといえる。実際、甲１７には、「私立医学部を専願する受験生であれば、平均して１０校前後を受けるのが普通である」（３２頁目）と記載されている。

#### イ 併願の傾向

上記（１）のとおり、個々の受験生の出願の動機は様々であり、個々人に確認するほかないものの、受験予備校の分析等によれば、全体として捉えた場合には、一般的に以下のような傾向が指摘されている。

私立医科大学には、①第二次世界大戦以前に設立された「私立旧制医科大学」、②終戦後の学制改革期に設立された「旧設私立医科大学」（本学もこれに含まれる）、③それ以降に設立された医科大学がある（乙１９）。

乙２０は、上記の分類ごとに、受験予備校が分析した偏差値や学費や医師国家試験合格率等をまとめたものである。全体として捉えた場合には、少なくとも学費がより低額である大学を志向する傾向があるところ、学費は①が最も低額で②、③の順に続き、偏差値は①が最も高く、②、③の順に続いている。医師国家試験の合格率も概ね①、②、③の順に下がる傾向となっている。

このような受験予備校の分析によれば、一般的に、受験生自らの学力

に応じて①、②、③の順に志望する傾向があるということになる（もつとも、基礎学力だけが出願動機となるものではなく、大学の校風、教育内容や質など様々な要素がある。）。

#### ウ 本学を併願する可能性が高いこと

受験予備校による「可能な限り多く受験するべきだと思います。偏差値が自分の実力からかけ離れたような大学はさすがに受験するべきではありませんが、中堅校であればできるだけたくさん受けたほうが良いと思います。」との指摘があるように（乙21）、受験生は、いわゆる滑止め等も含めて②のグループを複数校併願する可能性が高く、実際、②のグループは受験生数も多い（甲17）。

しかし、関東地方の②のグループに属する医学部は6校しか存在しない。このうち順天堂大学は偏差値が高めであり、東京女子医科大学は女子しか受験できない（男性及び共学を希望する女子にとっては出願候補とはならない）から、仮に、多浪生あるいは女子において、本件程度の得点調整が実施されることを認識していたとしても、関東にある②を志望する受験生が、その教育内容や質、学費、立地等を踏まえて、少なくとも本学を併願受験する可能性は高い。

すなわち、受験予備校が分析するように、医学部の合格率が低く、合否を分ける順位には多くの受験生が横並びとなり、当日の出来・不出来次第で合否が変わってしまうことから、実力があっても複数校受験が一般的であること（甲17・32頁参照）、もともと医学部自体が限られた数しかないところ、受験生の実力や通学可能範囲、支払える学費の上限等から志望校の範囲は一定数に絞られること等の医学部受験の特殊性もあり（乙20参照）、本件得点調整が説明されていれば受験生が本学を受験しなかったとは言えない。

(3) 本学を受験しても他の医学部を受験できたこと

原告らは、他学を受験する機会を喪失させられた旨主張するが、そのような事実はない。

例えば、2018年度（平成30年度）の入試日程（乙22）をみても、本学の一般入試の一次試験と同一日程（2月3日）の昭和大学、北里大学、兵庫医科大学の各一次試験は2月4日との選択であり、東海大学（A方式）の一次試験と帝京大学の二次試験は2月2日との選択であるため、いずれも受験可能である。

また、二次試験と同一日程（2月10日）に東海大学（A方式）、聖マリアンナ大学一般入試、杏林大学センター利用入試、国際医療福祉大学センター利用入試の二次試験、東海大学地域枠の一次試験があるが、杏林大学は2月9日、東海大学はいずれも2月11日との選択であるし、聖マリアンナ大学と国際医療福祉大学も2月10日と11日のいずれかが指定されるので、10日が指定された受験生しか該当しない。

このように、本学を受験しても、他の医学部を受験することは十分に可能である。

なお、原告らが言及する最高裁平成21年12月10日判決（判例タイムズ1318号94頁）は、生徒募集の際に説明、宣伝された教育内容（論語に依拠した道徳教育）が、入学後に実施されなかった事例において、教育内容の変更・不実施が不法行為を構成する場合は限定的である旨を判示したものであり、むしろ、学校選択の自由の侵害による不法行為の成立が否定された例である上、「教育内容」が問題となっていない本件とは関連もなく、原告らが本判決を引用した趣旨が不明である。

また、原告が言及する大阪高裁平成16年10月14日判決（判例時報1890号54頁）は、スポーツ推薦入試を受験する意思がなかった



生徒に対して、「99パーセント大丈夫」等とスポーツ推薦入試の受験を強く勧誘した結果、他のスポーツ推薦を受験できなくなった事例である。本件入試は、上記のとおり他学を受験することは可能であるし、本件において、本学が「99パーセント大丈夫」等と合格を確約するかのよう積極的な勧誘を行ったという事実はなく、事案が全く異なる。

### 第3 不法行為による損害等がないこと

#### 1 受験慰謝料

原告ら第1準備書面第3.2によれば、原告らが、受験慰謝料200万円を請求する根拠は、「本件得点調整を知っていれば受験しない」ことを前提として、「原告らが受験に向けて行った努力（が無駄になった）」、「人格的尊厳を著しく傷つけられ、多大な屈辱感、精神的損害を負った」、「他の大学を選択する機会を奪われた」旨と主張する。

しかしながら、上記第2記載のとおり、「本件得点調整を知っていれば受験しない」とはいえないのであって、原告らの主張はその前提を欠くものである。

また、「原告らが受験のために行った努力」（原告ら第1準備書面第3.2(2)）については、上記第2.2(2)記載のとおり、本学以外にも併願して受験し、他の医科大学も目指して受験勉強をしているのであるから、本学を受験したことによる慰謝料の発生根拠とはならない。

さらに、「他の大学を選択する機会を奪われた」（同(3)キ)については、上記第2.2(3)記載のとおり、本学を受験しても、他学を受験することができたのであって、本学を受験したことによる慰謝料の発生根拠とはならない。

したがって、原告らが請求する受験慰謝料は認められないものである。

#### 2 不合格慰謝料

原告らは、本件得点調整により合否に影響が及んだ受験生について、500万円を請求するが、被告第1準備書面第3.1において記載したとおり、本件得点調整により合否に影響が及んだ受験生については、追加合否判定の実施等や補償の提案等の対応を行ってきたところであり、このような事情に鑑みると、原告らが請求するような不合格慰謝料が発生するとはいえない。

また、原告らが請求するような500万円もの高額な慰謝料が認容されるケースは、人身損害に及ぶようなケースに限定されるものである。

実際、大学入学試験の学科試験を通過し、その通知を受けた受験生につき、その後、特定の宗教団体と当該受験生との関係に起因する事情を理由として、当該受験生の入学を不許可とした事案において、慰謝料は30万円と判断された裁判例が存在する（東京地裁平成18年2月20日判決・判例タイムズ1236号268頁）。もっとも、この裁判例は、合否の判定においては合格としつつも特定の個人の入学を拒絶した事案であり、本件得点調整により合否に影響が及んだ受験生について追加合否判定の実施等や補償の提案等の対応を行ってきた本件とは異なる。

### 3 入学検定料等

#### (1) 合否の判定において本件得点調整による影響を受けなかった受験生

入学検定料等の受験に要する費用は、試験の実施と合否の判定を受けるために必要な費用であるところ、上記第1.2(1)記載のとおり、試験の実施は、特段問題なく行われており、合否の判定についても、本件得点調整による影響を受けなかった以上、特段、不利益は生じていないのであるから、入学検定料等を損害と評価することはできない。

#### (2) 合否の判定において本件得点調整による影響を受けた受験生

また、合否の判定において本件得点調整による影響を受けた受験生に

ついて、本学は、当時、合格の可能性があったことを前提として、追加合否判定の実施等や補償の提案等の対応を行ってきたところであるが、「合格の可能性があったこと」の前提として、入学検定料等の受験に要する費用を出捐することは必須であるため、入学検定料等を損害と評価することはできない。

原告らの主張を前提としても、原告らは、「受験した年度において「合格」と判定されるべきであった」として不合格慰謝料を請求しているのであって（訴状第5. 2）、不合格慰謝料の請求と入学検定料等の請求は両立しないことが明らかである。

なお、原告らが引用する大阪地裁平成7年5月23日判決（判例タイムズ886号196頁）は、教育内容に関する入学前の説明が、入学後の実態に照らして虚偽・誇大と認められるようなもの（最終的に閉校に至った）であるところ、本学の「教育内容が虚偽・誇大」でないことはもちろん、本件において本学の「教育内容」は問題となっていないことから、事案が全く異なる。

また、原告らは、消費期限切れの食品による食中毒の例を挙げるが、この事例も、例えるならば、上記裁判例のような教育内容に関する虚偽表示の事例になるのであって、本件とは事案が異なる。

#### 第4 求釈明について

原告らは、原告ら第1準備書面第4. 1（11）において、文書廃棄に関する決裁資料等の開示を求めるが、本学では、入学試験に関するものに限らず、文書廃棄の際に決裁文書の起案は行っていないため、このような資料は存しない。

以上